

# 入 退 会 規 程

一般社団法人 青森県中小企業診断士協会

# 入 退 会 規 程

## (目 的)

**第1条** この規程は、一般社団法人青森県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）における会員の入会及び退会に関する手続き等を定めることを目的とする。

## (入会の申込み及び会員の種別の変更)

**第2条** 会員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、本会会員2名の推薦を得て、所定の入会申込書及び倫理規程の遵守、会費納入その他の義務の完全履行等に関する誓約書を、会長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに際しては、正会員、準会員及び個人の賛助会員にあつては入会金、本会会費の年額を、法人の賛助会員にあつては、本会会費の年額を納入するものとする。ただし、会員の種別を変更する場合は、入会金の納入を免除するものとする。

3 会員は、会員の種別を変更しようとするときは、変更届を会長に提出しなければならない。

## (推薦人)

**第3条** 前条第1項の推薦人は、入会申込者の種別にしたがって、次の者とする。

- 一 入会申込者が中小企業診断士の新規資格取得者又は資格を取得しようとする者である場合は、原則として実習の指導を担当した本会正会員。
- 二 入会申込者が前号以外の者である場合は、本会正会員。

## (入会の審査)

**第4条** 会長は、第2条の入会申込みを受けたときは、入会審査委員会にその審査を委託する。

## (入会審査委員会の構成と運営)

**第5条** 前条の審査は、正会員、準会員及び個人の賛助会員にあつては、その人格、識見について、法人の賛助会員にあつては、その業務内容等について、それぞれ本会員たるにふさわしいか否かについて行うものとする。

2 入会審査委員会は、理事会の議を経て会長が委嘱した理事3人以上9人以下をもって構成し、互選により委員長を定める。

**(退会の手続き)**

**第6条** 本会会員が退会しようとするときは、事前に所定の退会届を会長に提出しなければならない。

**(実施細則)**

**第7条** この規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

**(規程の改廃)**

**第8条** この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。